

## 緊急事態宣言発令に伴う往来の自粛について

全国的な新型コロナウイルス感染者の増加に伴い、政府は1月7日に東京、神奈川、埼玉、千葉の1都3県に対して1月8日から2月7日までの期間「緊急事態宣言」を発令しました。また、1月13日に新たに栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の7つの府県（期間：1月14日から2月7日まで）を対象に緊急事態宣言の区域変更を行い、対象地域が11の都府県に拡大されました。

町民の皆様には、緊急事態宣言の発令期間中、宣言の対象となる地域との不要不急の往来を自粛していただきますようお願いいたします。また、不要不急でない場合も慎重に判断していただくようお願いいたします。

なお、対象地域以外の感染拡大地域との往来についても慎重に判断し、移動する場合は、感染リスクの高い場所や場면을避けていただくようお願いいたします。

※ 引き続き「感染防止対策が徹底できていないなど、クラスター発生の恐れが高い施設」や「三つの密（密集、密接、密閉）のある場所」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続して頂き、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底をお願いします。

中種子町長 田渕川寿広